武蔵野市子ども読書活動推進計画

武蔵野市教育委員会平成23年8月

# はじめに

「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」と「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月)は位置付けています。子どもは本を読み、様々な世界に触れることで知識を得ると同時に、様々な立場の他人を思いやる心、相手の気持ちを感じとる心を学びます。また、子どもは、良質な作品を読んで、想像力や感性を刺激され、語彙や考える力を身につけ、自分の気持ちを表現し、相手に伝える力を豊かに育てます。知識や実体験の少ない子どもにとっては、読書は未知の世界を広げる手段でもあるのです。そうした読書体験を積み重ねることによって、子どもの視野は広がっていき、やがて実際に体験しようという気持ちや自分の未来を創造する意欲に繋がっていきます。子ども時代においての沢山の本との出会いは、豊かな人間性を育む一生の財産となるものです。

武蔵野市では、昭和 21 年、武蔵野町立第四小学校の教室を利用して町立図書館が発足し、昭和 30 年代には家庭文庫への団体貸出を開始、昭和 38 年には待ち望まれた市立図書館が開館しました。また、昭和 42 年から始まった小学校 3 年生を対象とした「読書の動機づけ指導」等学校と関係機関が一体となって、子どもの読書活動に取り組んできました。市立図書館は平成 14 年には「子どもの読書活動優秀実践図書館表彰」(文部科学省)を受けています。現在市では、保育園、子育て支援 0123 施設、幼稚園、児童館、地域子ども館あそべえ、コミュニティセンター等市内各所における読書活動や、図書館と保健センターが連携したブックスタート事業、市立小中学校と図書館との連携による調べ学習や読書活動への支援など、多くの取組を行っています。

さらに、武蔵野市教育委員会は、「武蔵野市学校教育計画」の中で「豊かな心や感性をはぐくむ教育を推進する」という基本理念のもと、読書活動の充実を重要な取組の一つと位置付けています。

武蔵野市子ども読書活動推進計画策定委員会では、市内における子ども読書活動の取組み・計画に関する調査と、市立小中学校における児童生徒の読書に関する調査を行い、本計画策定のための基礎資料としました。

今後は、これまでの施策や今回の調査で改めて把握された現状を踏まえて、子どもの 読書活動推進に関わる具体的な取組を体系的に進めていく必要があります。

家庭、地域、学校、その他様々な場所での武蔵野市の子どもたちの、豊かな読書環境の整備に、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

# 目 次

第	1章	計画策定の背景				
	1	子どもの読書をめぐる社会的背景	•	•	•	1
	2	国の動向	•	•	•	1
	3	東京都の動向	•	•	•	2
	4	武蔵野市の動向	•	•	•	3
第	第2章	武蔵野市子ども読書活動推進計画の基本的考え方				
	1	計画の目的	•	•	•	4
	2	計画の基本理念	•	•	•	4
	3	計画の基本方針	•	•	•	5
	4	計画の期間	•	•	•	6
	5	計画の進行・管理	•	•	•	6
第	3章	武蔵野市における子ども読書活動の現状と課題、取組み				
	1	家庭、地域等	•	•	•	7
	2	学校	•	•	•	10
	3	市立図書館	•	•	•	13
	4	関係機関等の連携、協力	•	•	•	16
資	料					
	資料	1 子どもの読書活動の推進に関する法律		•		20
	資料:	2 武蔵野市子ども読書活動推進計画策定員会設置要綱		•	•	23
	資料:	3 武蔵野市子ども読書活動推進計画策定委員名簿		•	•	25
	資料。	4 武蔵野市子ども読書活動推進計画策定経過	•	•	•	26
	資料.	5 武蔵野市子ども読書活動に関する				
		取組み・計画についての調査一覧		•	•	27
	資料	6 用語解説	•	•	•	30

# 第1章 計画策定の背景

# 1 子どもの読書をめぐる社会的背景

近年、少子高齢化、核家族化、情報化社会の進展に伴い、子どもの生活にも大きな変化が生じています。テレビ、ビデオ、ゲーム、携帯電話、インターネット等の多様な映像文化や電子メディアの普及によって、子どもの興味、関心は多様化しています。こうした中で育った子どもの中には、言語発達の遅れ、社会性や集中力の欠如、コミュニケーション能力の低下といった影響がみられると指摘する意見もあります。

この間、子どもの読書離れが懸念され、様々な取組みが行われるようになってきました。第55回学校読書調査(\*1)によれば、1ヶ月に読んだ本の冊数は前年よりは減少しているものの、この10年間では徐々に増加しており、また、1ヶ月に1冊も本を読まなかった児童・生徒の割合も減少しています。これは、一斉読書の時間を確保している学校が増えていることや、学校、家庭、地域が読書の大切さを伝えていることの一定の成果といえます。

また、子どもの周りにいる大人たち自身も現代社会の影響を受けています。インターネットなどの急速な普及により、大人が読書に割く時間が減少している傾向にあるという見方もあります。周りの大人が本を読まない環境に育った子どもは、本を読まない傾向にあるという意見もあります。

そうした一方で、平成22年は「電子書籍元年」といわれ、「電子教科書」構想が本格化しつつあるなど、電子図書がこれからの子どもたちの読書環境にどのように影響していくのかという点にも注目する必要があります。

子どもは身近な大人の行動を見て育ちます。大人が本を読み、楽しむ環境にあれば、 子どもも本を読み、楽しむようになるでしょう。今、読書が子どもにもたらす影響を再 確認し、本が子どもたちの身近な存在となるような読書環境を整えていく責務を果たす ことが求められています。

# 2 国の動向

国は、読書の持つ計り知れない価値にかんがみ、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」とし、国際的連携の下に子どものための図書館サービスを実施するため、同年5月に国立国会図書館の支部として「国際子ども図書館」(\*2)を開館しています。

平成13年12月には、議員立法により「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公

布・施行され、国はこの法律によって、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の子どもの読書活動に関する計画を策定・公表する責務等を明らかにしました。また、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって子どもの健やかな成長に資することを目的としています。

平成14年8月には、国は「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」(第1次)を策定し、概ね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにしています。平成17年7月には、"文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであること"とし、参院本会議で「文字・活字文化振興法」(\*3)が可決・成立しました。これらの法律の成立を受け、文部科学省は子どもの読書活動の推進のため、学校図書館の充実が必要という見地から「新学校図書館整備5か年計画」(\*4)を策定し、平成19年度から平成23年度の5年間で学校図書館図書標準(\*5)の達成を目指すとして、5年間で約1000億円の財源を確保しています。

平成 18 年 12 月には約 60 年ぶりに教育基本法が改正され、続けて学校教育法をはじめとする教育三法の改正、学習指導要領(\*6)の改訂が行われました。この中で国は、「知識基盤社会」であるといわれるこの 21 世紀においては "確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことが重要"であるとしています。そのために児童・生徒の言語活動の充実を図ること、中でも"読書は、児童・生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要であり、児童・生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体を通じ、多様な指導の展開を図ることが大切である。"と述べています。

さらに、平成20年6月の国会においては、"読書は、我々の人生をより豊かなものにするだけでなく、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの"として、「2010年を国民読書年とする」ことが決議されました。

# 3 東京都の動向

東京都は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の規定により、平成 15 年 3 月、「東京都子ども読書活動推進計画」(第 1 次)を策定し、さらに、この計画における取組みをもとに、成果と課題を整理し、平成 21 年 3 月に「第二次東京都子供読書活動推進計画」を策定しています。この計画で東京都は、5 年間での未読者率(\* 7)の半減を目指し、各学校への組織的な取組みを徹底し、また、乳幼児のいる家庭への啓発・支援を進めるとしています。

# 4 武蔵野市の動向

平成22年3月、市は、武蔵野市第四期長期計画・調整計画の考え方を踏まえ、目指すべき学校教育の基本的方向性を示した「武蔵野市学校教育計画」を策定しています。「知性・感性を磨き 未来を切り拓く 武蔵野の教育」を基本理念とし、「豊かな心や感性をはぐくむ教育」を基本方針のひとつとして掲げ、その中で読書活動の充実を挙げています。

また、4月には「武蔵野市生涯学習計画」「武蔵野市図書館基本計画」が策定され、家庭教育や学校教育との連携を図り、子どもたちの学びの機会の充実や図書館における児童サービスやヤングアダルトサービス(\*8)の更なる充実を掲げています。平成23年7月には、文化・生涯学習施設「ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス」(\*9)(以下、武蔵野プレイスという)の開館も予定されており、図書館を中心とした子どもの読書環境の充実が期待されています。

同様に、同年2月に策定された「第三次子どもプラン武蔵野」においても、豊かな心 や感性を育む教育の推進として読書活動の充実を挙げています。

そして、平成22年6月には、武蔵野市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下、委員会という)が設置され、武蔵野市における子どもの読書活動の推進について、検討を重ねてきました。

# 第2章 武蔵野市子ども読書活動推進計画の基本的考え方

# 1 計画の目的

武蔵野市子ども読書活動推進計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づく計画であり、子どもの読書活動を推進するための施策の方向性や取組みの体系を示すものです。この計画は、国と都が策定した第1次及び第2次の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」「東京都子供読書活動推進計画」を参考として策定します。

武蔵野市はこれまでも子どもの読書活動への取組みを、様々な機関、施設において多様な形で行ってきています。今後はこれらを体系化し、武蔵野市全体での子ども読書への取組みとして整理し、さらに有効なものに発展させていく必要があります。家庭、地域、学校、図書館、関係機関が連携して、社会全体で子どもの読書環境の整備を図り、「知性・感性を磨き 未来を切り拓く 武蔵野の教育」の中に確実に位置づけていくことが必要です。

なお、この計画における「子ども」は概ね18歳以下の者とします。

# 2 計画の基本理念

すべての子どもは、よい環境のなかで育てられる権利(「児童憲章」(\*10))をもっています。また、文化的及び芸術的な生活に十分参加する権利(「子どもの権利条約」(\*11))をもっています。大人はこうした子どもの権利を尊重し、実現していく義務があります。

子どもは本来、好奇心旺盛な存在です。子どもたちが知りたい、触れたい、感じたいと思ったときにすぐそばに本があること、また本と子どもをつなぐ人がいること、そうした環境や機会を作ることが求められています。子どもたちにとって、読書を通じて豊かな感性を育み、主体的に生きる力を身につけていくことが、これからの社会を生きていくために必要です。

武蔵野市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念に基づき、市内のすべての子どもが読書を楽しむことができるような環境を将来的な展望も含めて、整えていくことを目指します。

# 3 計画の基本方針

# (1) 子どもの読書環境の整備

子どもが読書に親しむ機会を積極的に提供し、乳幼児期から児童、青少年期までの子どもの読書環境を整備、充実させていくこと。

- (2) 家庭、地域、学校、図書館、関係機関が連携した事業展開 家庭、学校、図書館など地域社会全体が連携し、情報交換、相互協力をしなが ら事業を行い、子どもの読書活動を推進していくこと。
- (3) 子どもの読書活動に関わる人材の育成 子どもの読書活動に関わる地域の人材を育成、活用し、さらに教員や関係職員 の交流、研修等により、知識や技術の向上を図ること。
- (4) 子どもの読書活動に関する既定事業の継続と拡充 新たな事業・施策に限らず、現在実施されている事業についてもその実績と精神を尊重しながら必要に応じて見直しを行い、計画に含め、継続・拡充をしていくこと。
- (5) 子どもの読書活動に関わる保護者への啓発、支援 子どもの読書活動の意義について、保護者に対する普及・啓発事業を積極的に 行うとともに、継続性が図れるように情報提供等の支援体制を強化し、子ども を取り巻く大人たちの理解と関心を深めていくこと。

# (6) 武蔵野市の他施策との連動

本計画が、武蔵野市学校教育計画、武蔵野市生涯学習計画、武蔵野市図書館基本計画、第三次子どもプラン武蔵野等の施策と効果的に連動していくこと。

# 武蔵野市教育委員会における各計画の関係図 武蔵野市学校教育計画 武蔵野市生涯学習計画 (平成 22 年度~31 年度) (平成 22 年度~26 年度) 武蔵野市ス 武蔵野市 武蔵野市特別支援教育 ポーツ振興 図書館 推進計画 計画 基本計画 (平成 21 年度~25 年度) (平成21年度 (平成22年度 ~31 年度) ~30 年度 武蔵野市子ども読書活 動推進計画 (平成 23 年度 ~27 年度)

# 4 計画の期間

本計画の期間は、平成23年度から、概ね5年間とします。

# 5 計画の進行・管理

本計画の各取組みについて、教育委員会による、その権限に属する事務の管理および執行の状況についての点検および評価の制度を活用し、進行管理を進めていきます。

# 第3章 武蔵野市における子ども読書活動の現状と課題、取組み

委員会は、本計画の策定に当たって、平成 22 年 7 月から 9 月まで、子どもの読書活動に関係する各課、施設及び市内私立・公立保育園、幼稚園、市立小中学校を対象とした「子どもの読書活動に関する取組み・計画についての調査」(資料 5)を実施し、武蔵野市における子どもの読書活動の全容の把握に努めました。また、市立小中学校の児童・生徒を対象とした「子どもの読書活動に関する調査」(\*12)を実施し、児童・生徒の読書の現状と課題を明らかにしました。これらをもとに、今後の取組みを示し、子どもの読書活動を推進していきます。

# 1 家庭、地域等

# (1) 家庭、地域の活動

# <家庭文庫等>

平成22年10月現在、市立図書館から団体貸出(\*13)というかたちで貸出を受けて 文庫活動を行っている団体は23団体あります。大人向けにのみ文庫活動を行っている 団体もありますが、ほとんどの団体は子ども向けに図書の貸出を行っており、定期的に 本の読み聞かせや本の紹介等を行っている団体もあります。

#### <コミュニティセンター>

武蔵野市内には20箇所のコミュニティセンターがあります(分館を含む)。コミュニティセンターは市民が運営する市民のための多目的施設であり、年齢を問わず、地域の様々な人々が集っています。絵本や児童書を配備し、貸出等を行っているコミュニティセンターは7箇所あり、本の読みきかせやコミセン便りでの本の紹介等を行っているところもあります。

# (2) 子どもと関わりのある施設

# ◎乳幼児期

# <保育園>

各園は、絵本コーナーの設置や貸出を行い、子どもたちが手にとって見やすいように、また自然に本に親しめるように工夫しています。読み聞かせは、遊びの中で年齢に応じて日常的に実施しています。保護者に対しては、懇談会や園だよりで絵本の紹介をする等、家庭でも絵本やお話を楽しめるよう働きかけを行っています。また、ボランティアによる素話(\*14)を聞く時間を設けている園もあります。

# <幼稚園>

各園において、絵本コーナーを設置し、季節や行事に合わせた絵本の紹介や貸出を行っています。毎日、決まった時間に絵本の時間を設け、読み聞かせをしている園が多く、素話やパネルシアター(\*15)を取り入れている園もあります。保護者による絵本サークルや文庫活動が活発に行われ、保護者による読み聞かせも定期的に行われています。また、職員は、絵本についての研修にも積極的に参加し、情報の交換や技術の向上に努めています。

#### < 0 1 2 3 吉祥寺・0 1 2 3 はらっぱ(\*16)>

絵本、紙芝居、保護者向けの読み物を図書コーナーに配備し、来館した親子が自由に 手にとって楽しむことができるようになっています。ボランティアスタッフによるおは なし会を定期的に開催し、『0123吉祥寺(はらっぱ)だより』では、おすすめ絵本 の紹介を行っています。また、リサイクルバザーで古くなった絵本などを市民に無料で 提供しています。

# <桜堤児童館>

桜堤児童館には、乳幼児から中学生まで自由に本を読むことができる図書室があり、 本の貸出も行っています。ボランティアや職員による読み聞かせや素話を聞く会を開催 しているほか、保護者向けに絵本の意義についての講演なども行っています。

#### <その他の子育て支援施設>

こどもテンミリオンハウスあおば(\*17)、みどりのこども館おもちゃのぐるりん(\*18)、こども発達支援室ウィズ(\*19)などの子育て支援施設においても、絵本コーナーを設けています。また、保健センターにおいては、乳幼児健診や育児相談中の待ち時間に対応するため、絵本を配備しています。

# ◎学齢期

# <地域子ども館あそべえ(\*20)>

各小学校のあそべえ教室に本を配備し、子どもたちが遊びの中で本を自由に手に取ることができるようにしています。読み聞かせも随時行っており、保護者やボランティアが参加しているところもあります。また、学校図書館を水曜日の放課後と土曜日の週2回開放しており、各学区域内の小学生なら公立、私立を問わず誰でも利用できるようになっています。

#### <学童クラブ>

各小学校の学童クラブでは、小学校1~3年生に適した本を配備し、育成プログラム

の中でおはなし会、読み聞かせ等を実施しています。本や紙芝居は、市立図書館の団体 貸出を利用することで、年4回程度入れ替えをし、子どもたちがたくさんの本に出会う ことができるよう工夫しています。

# <市民会館>

地域の生涯学習施設である市民会館には、図書室があり、児童書を約 11,000 冊所蔵 しています。市民会館は、武蔵野プレイス開館に伴い、地域・機能がともに重複する図 書室については、規模を拡大して武蔵野プレイスに引き継ぐことになっています。

# 課題

保育園や幼稚園、学童クラブでの本の読み聞かせは、活発に行われていますが、保護者の読書への関心には差があり、積極的に読み聞かせ等を行っている家庭がある一方で、そうでない家庭もあります。家庭での読書を支援するために、子どもと保護者に対する働きかけを充実していかなければなりません。保護者が気軽に相談できる場も必要です。また、さまざまな形で関わっているボランティアの育成や子どもの読書に関わる関係機関の職員の研修等、人材育成に力を入れる必要があります。

更に、病院に入院している子ども達などへの読書支援も必要とされています。

# 今後の取組み

# ①子どもの読書環境の整備

- ・ 子どもと関わりのある施設においては、子どもの成長に合った本を身近な場所に 備え、子どもたちが自然に本に親しめるような環境づくりを構築します。
- 0123施設の西部地区への開設を検討し、乳幼児とその保護者への働きかけを 充実させていきます。

# ②家庭、地域、学校、図書館、関係機関が連携した事業展開

- ・ 市立図書館は、保護者や関係機関からの子どもの読書に関する質問や相談に応えるための機会や場をつくります。
- ・ 市立図書館は、関係機関に対し積極的に情報提供・収集を行うことで、更に連携 を深めます。

# ③子どもの読書活動に関わる人材の育成

・ 保護者や子どもの読書活動に関わる関係機関の職員等を対象に、市立図書館をは じめとした関係機関は、講座や講演会を開催し、読み聞かせへの関心を高めると ともに、知識や技術の向上を目指します。

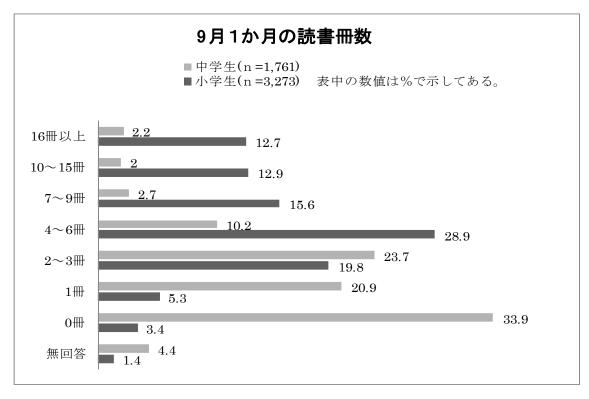
# ④子どもの読書活動に関わる保護者への啓発、支援

- ・ 子どもと関わりのある施設は、保護者への働きかけを市立図書館等と協力しなが ら行っていきます。
- ・ 市立図書館の団体貸出制度をより多くの保護者に知ってもらい、地域や園・学級 文庫の活動につなげていきます。

# 2 学校

# ○児童・生徒の読書の現状

平成22年10月の子どもの読書活動に関する調査の結果(図1)によると、小学生の1ヶ月の平均読書冊数は、7.03冊、中学生は、2.1冊となっています。小学生の未読者率は、3%であり、低い割合になっています。一方で、中学生の未読者率は、34%と小学生に比べて高い割合になっています。男子と女子の読書量を比べると、小中学校とも女子の読書量の方が多く、また、学年別にみると、学年が上がるにつれて1ヶ月の平均読書冊数は少なくなる傾向があります。

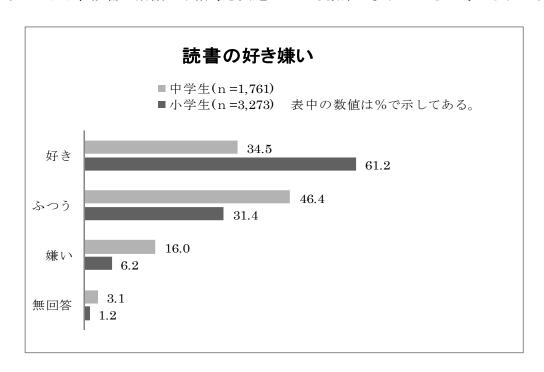


<子どもの読書活動に関する調査より(図1)>

※1ヶ月の平均読書冊数:各冊数×人数÷ (調査人数-無回答者数)

読書の好き嫌いをたずねた調査の結果(図2)では、小学生では、「好き」と答えた人の割合が62%、「ふつう」と答えた人をあわせると、93%と高い割合になっています。中学生では、「好き」と答えた人の割合は34%、「ふつう」と答えた人を合わせると81%、「嫌い」と答えた人の割合は、16%となっています。

小学校3年生では、4冊以上本を読んでいる人の割合が89%、未読者率は、ほぼ0%となっており、読書の動機づけ指導を実施している効果が現れていると考えられます。



<子どもの読書活動に関する調査より(図2)>

# ○学校図書館の現状

武蔵野市では、市立小中学校の学校図書館(\*21)に図書室サポーター(\*22)を配置し、図書担当教諭と協力しながら、学校図書館の利用促進や調べ学習の支援、資料整理等を行っています。学校図書館の資料は、平成15年度から進められていたデータベース化がほぼ完了し、平成22年度には、全ての市立小中学校図書館で蔵書点検が行われました。

また、平成23年度には、インターネット環境も整えられ、インターネットを通じて 市立図書館の蔵書検索も可能になるため、学校が所蔵していない資料を市立図書館から 借りるなど、学校と市立図書館との連携も行いやすくなっていきます。

# ○読書活動の現状

各学校の個性を活かしつつ、朝の読書や読み聞かせ、「読書週間」「読書旬間」の実施、

夏休みにすすめる本などのブックリストの配布、図書委員や高学年による本の紹介やブックトーク(\*23)などの活動が行われています。また、保護者や地域ボランティアによる読み聞かせが定期的に行われている学校や学級文庫として教室に本を配備している学校もあります。

# ○読書の動機づけ指導

読書の動機づけ指導は、市立小学校の3年生を対象に市立図書館と学校が連携して行っている事業です。多くの子どもたちに読書を好きになってもらいたいという願いから、昭和42年に始まり、現在まで続いています。講師と図書館員が学校へ出向き、約30冊の本を、読み聞かせなどを織り交ぜながら紹介します。紹介した本はその場でクラスに贈られ、学校での指導に役立てられています。

# 課題

学校での読書活動を推進していくためには、その核となる学校図書館をより一層充実させていく必要があります。図書室サポーターの配置により、子どもたちの図書館利用は活発になりましたが、勤務時間を延長し、十分な作業時間が確保できるよう、更なる充実が望まれます。子どもの興味に応え、未読者率を減少させるためには、本の紹介や図書館の展示等も工夫する必要があります。学校図書館の資料を活かしていくために、定期的な蔵書の点検も必要です。

「読書週間」「読書旬間」を設けて、学校全体で読書活動に取り組んでいますが、その期間以外でも読書が習慣となるように子どもたちをサポートしていかなければなりません。また、図書担当教諭や図書室サポーターをはじめ、子どもの読書に関わる学校関係者が本についての情報を得たり、研修を受けられる場を増やしていく必要があります。そして、子どもたちに働きかけるだけでなく、保護者への啓発を行い、学校と家庭とが一体となって子どもの読書活動を支援していく必要があります。

# 今後の取組み

# ①子どもの読書環境の整備

- ・ 学校図書館の機能を更に充実させ、読書、学習、探求することができる総合的な機関として、蔵書の充実、展示の工夫、子どもたちへのきめ細かいサポートを行っていきます。
- ・ 学校図書館の開館時間の拡大を図っていきます。
- ・ 読書週間、読書旬間等で、本に触れる機会を設けます。
- 年間を通じた継続的な読書活動等を実施し、子どもたちの読書時間を確保します。
- 子どもたちが読書のすばらしさ、楽しさを味わえる指導の工夫や取組みを一層充 実させていきます。

- 各教科の時間や特別活動、総合的な学習の時間等において、学校図書館を計画的 に利用し、活用を図ります。
- ・ 図書委員会の活動の充実を図ります。

# ②家庭、地域、学校、図書館、関係機関が連携した事業展開

- ・ 学校と市立図書館との連携事業においては、調べ学習に必要な資料の選定を、学校と市立図書館との共同作業で行う他、図書担当教諭や図書室サポーター、武蔵野市立小中学校教育研究会図書館研究部等と情報交換を行いながら、子どもたちの読書活動を支援していきます。
- ・ 読書の動機づけ指導では、家庭、学校、市立図書館が相互に協力していくことの 意義を再確認し、特に参観に来た保護者との懇談会の充実を図ります。

# ③子どもの読書活動に関わる人材の育成

・ 図書担当教諭や図書室サポーターをはじめ、子どもの読書活動に関わる学校関係 者に、専門的知識・技術の向上を目的とした研修を実施していきます。

# ④子どもの読書活動に関わる保護者への啓発、支援

・ 学校は、子どもの読書状況や学校での取組みについて、保護者へ積極的に情報を 発信し、保護者の理解と関心を深めていくことに努めます。

# 3 市立図書館

市立図書館は、全ての年齢にわたる子どもたちに読書の機会を提供する専門機関として、児童書の配備、貸出、紹介等を行っています。

#### ○むさしのブックスタート

市立図書館では、保健センターとの連携のもと、平成 14 年度からブックスタート事業を実施しています。この事業では、0歳と3歳の定期健診時に家族で絵本を楽しむことの大切さを伝え、絵本やブックリスト等を配付しています。また、ブックスタートのフォローアップ事業として、乳幼児向けのおはなし会や絵本の読み聞かせをテーマとした講演会、人形劇等も行っています。

# ○おはなし会の実施、テーマ別ブックリストの発行

幼児・小学校低学年向けのおはなし会を週1回行っています。ブックリストは、テーマを決めて、乳幼児向け(『しおりちゃん』)と幼児・小学生向け(『ぶっくまーく』)の

2種類を年3回発行し、子どもたちの興味を引き出しています。

# ○どっきんどようび、こどもまつり

小学生・幼児向けに映画会や人形劇を月1回行っています(どっきんどようび)。夏 休み期間中にはこどもまつりを開催し、おはなし会、工作教室等を通じて、図書館利用 を促しています。

# ○学校と市立図書館との連携事業

学校の授業で行う調べ学習や移動教室、セカンドスクールの事前学習に使用する資料を学校単位で貸し出し、市立図書館が学校図書館を補完する役割を担っています。また、図書館見学や職場体験の子どもたちを随時受け入れています。

# ○ヤング・アダルトサービス

中学、高校生に対しては、YA(ヤング・アダルト)コーナーを設け、10代の青少年の知的好奇心を刺激するような資料を提供しています。

# ○団体貸出、リサイクル資料の提供

家庭文庫や園・学級文庫等の団体向けに本の貸出、配送サービスを行っています。 また、市立図書館で除籍した児童書を保育園や学童クラブ等に無償で提供し、読書活動 の一助としています。

# 課題)

市立図書館で行っている様々な児童サービスは、子どもたちが図書館に親しむきっかけとなっており、家庭、地域、学校とをつなぐ役割を果たしています。しかし、おはなし会や事業の参加者は、年々、低年齢化している傾向があり、長く続けてきた事業も、内容や広報を必要に応じて見直していかなければなりません。また、無認可保育園や私立学校への情報提供や支援についても検討していく必要があります。

0歳と3歳を対象にブックスタート、9歳(3年生)には、読書の動機づけ指導と、 各年齢に応じた事業を展開していますが、3年をひとつのサイクルと考え、今後は6歳 (1年生)へのアプローチも考えていく必要があります。

市立図書館は専門機関として、自らの知識、技術の研鑽とともに、子どもの読書に関心がある保護者や地域のボランティア等の人材を育成していくことが重要です。

中高生については、部活動や受験勉強等で忙しく、帰宅時間も遅いので図書館の利用率が低いという現状があります。中央図書館には YA コーナーがありますが、スペースの確保が難しく、学習できる場も十分に提供できていません。今後は、活字離れが指摘される中高生に特化した図書館ならではのサービスを展開していく必要があります。

また、図書館基本計画にも述べられているように、長期で病院に入院している子ども たちへのサービスも考えていく必要があります。

# 今後の取組み

# ①子どもの読書環境の整備

- 子どもたちが本を読む楽しさ、喜びを知り、豊かな心や感性が育めるよう、質の 高い資料を収集し、配備します。
- ・ 青少年活動支援機能を有する武蔵野プレイスの開館を踏まえ、中学、高校生向け の資料、サービスを充実させていきます。
- ・ ハンディキャップを持つ子どもへのサービスの実施に向けて、検討、試行します。
- ・ 季節展示等を行う他、各年齢層向けのおすすめのブックリストを発行し、展示方 法を工夫します。
- ・ おはなし会の内容を魅力あるものにし、積極的に広報していきます。
- 子ども向けホームページの内容を充実させ、常に最新の情報を発信します。

# ②家庭、地域、学校、図書館、関係機関が連携した事業展開

- ・ 図書館と保健センターとの連携で行っているブックスタート事業を今後も継続的 に実施し、家庭での楽しい絵本の時間を支援していきます。
- ・ 地域ボランティアとの連携を深め、おはなし会等を通じて子どもたちの読書活動 を支援します。
- ・ 学校との連携を深め、調べ学習や読書活動の支援を積極的に行います。また、学校と市立図書館との連携事業を拡大し、私立小中学校や高等学校、病院へ入院している子どもたちも団体貸出制度を利用できるようにしていきます。

# ③子どもの読書活動に関わる人材の育成

- ・ 絵本の専門家による講演会や読み聞かせの講座等を行い、地域ボランティアの育成に努めます。
- ・ 図書館の児童サービス担当職員が、豊かな知識と高い専門性を備えることができるよう、人材育成や体制づくりを進めます。

#### ④子どもの読書活動に関わる既定事業の継続と拡充

- ・ どっきんどようびやこどもまつりなど、子どもたちが気軽に図書館に足を運ぶきっかけとなるような事業を今後も継続し、充実させていきます。
- ・ 各年齢層に応じた事業展開の一層の充実を図ります。

# ⑤子どもの読書活動に関わる保護者への啓発、支援

子どもへの働きかけとともに保護者への働きかけを大切にし、専門機関として地域の読書活動の核になるよう情報を発信していきます。

# 4 関係機関等の連携、協力

#### ○むさしのブックスタート

市立図書館と保健センターが連携し、平成 14 年度から実施しています。保健センターで実施される、0歳児と3歳児の定期健診時に家族で絵本を楽しむことの大切さを伝え、絵本やブックリスト等を配布しています。

# ○武蔵野市子ども文芸賞(\*24)

平成18年度から実施している事業で、市内在住・在学の子どもたちを対象に、小説、 読書感想作品などを募集し、優れた作品と応募した児童・生徒に対し、表彰を行ってい ます。この事業は、武蔵野市立小中学校教育研究会国語部会等と市立図書館が連携し、 実施しています。

# ○学校と市立図書館との連携事業

学校と市立図書館との連携では、調べ学習で使用する資料の貸出や支援を行っており、図書館見学や職場体験は、公立、私立を問わず受け入れを行っています。平成 20 年度 ~21 年度にかけては、学校と市立図書館との連携検討委員会を開催し、よりいっそうの連携の充実を図るための話し合いを行いました。さらに平成 22 年度より、学校連携事業用資料の選定会議を学校と市立図書館との共同で開催しています。

また、市立小学校の読書の動機づけ指導は、市立小学校と図書館、児童書の専門家である講師との連携により行っています。

#### ○地域、ボランティアとの連携事業

武蔵野市文庫連絡会(\*25)は、市立図書館と共催で子どもの読書に関わる講座、講演会を実施しています。

保育園、幼稚園、各子育で支援施設等では、保護者や地域ボランティアの協力により、 読み聞かせや図書室の整備、文庫の運営等が行われています。また、市立図書館のおは なし会もボランティアの協力により行われています。

# 課題

関係機関等の連携は行われているものの、それは、子どもの読書活動に関わるさまざまな取組みのごく一部分です。家庭、保育園、幼稚園、学校、図書館、各施設がより効

果的に連携、協力していくためには、それらが一体となって子どもの読書活動への理解を深め、情報交換していく必要があります。また、学校同士の情報交換、学校同士の協力の可能性を探っていくことも必要です。

# 今後の取組み

# ①子どもの読書環境の整備

- ・ 市立図書館は、ホームページ等での情報発信、各関係機関へのブックリストの配 布等を通じて、子どもの読書活動推進に役立つ情報を提供していきます。
- ・ 市立図書館は、家庭、地域、学校、関係機関をつなぐ中心機関として、読み聞かせの本選びや学校図書館の選書など、読書活動に関する相談窓口として機能する 体制を整えます。

# ②家庭、地域、学校、図書館、関係機関が連携した事業展開

- ・ 学校と市立図書館との連携事業を充実、発展させ、学校向け貸出資料の蔵書数を 増やし、調べ学習や読書活動の支援を積極的に行います。
- ・ 市立図書館や学校は、読書活動推進の取組みを家庭・地域に伝え、子どもの読書 活動を推進させる協働の輪を広げていくことに努めます。
- ・ 市立図書館は、学校等他の関連機関と協力し、武蔵野市の子どもたちの読書活動 の指針となるようなブックリストの作成及び定期的な改訂をすすめます。

# 資 料

- 資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 資料 2 武蔵野市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱
- 資料3 武蔵野市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿
- 資料4 武蔵野市子ども読書活動推進計画策定経過
- 資料 5 武蔵野市子ども読書活動に関する取組み・計画についての調査一覧
- 資料6 用語解説

# ○子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

# (基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの 読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

# (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の 実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務 を有する。

#### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子ども の読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努め るものとする。

# (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣 化に積極的な役割を果たすものとする。

# (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施 されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必 要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

- 第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を 図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動 推進基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。 (都道府県子ども読書活動推進計画等)
- 第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書 活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、 子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう 努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施する ため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

# O 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- ー 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を 整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子 どもの参加については、その自主性を尊重すること。

# 武蔵野市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項 の規定に基づき、武蔵野市子ども読書活動推進計画を策定するにあたり必要な事項に ついて検討するため、武蔵野市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「策定委員 会」という。)を設置する。

(所管事項)

- 第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、武蔵野市教育委員会教育長(以下「教育長」という。) に報告する。
  - (1) 武蔵野市子ども読書活動推進計画の策定のために必要な事項
  - (2) 前号に掲げるもののほか、子どもの読書活動の推進について教育長が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 策定委員会は、別表に掲げる委員で組織し、教育長が委嘱し、又は任命する。 (委員長)
- 第4条 策定委員会に委員長を置き、教育部長の職にある者をもって充てる。
- 2 委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員 がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、平成23年6月30日までとする。

(会議)

- 第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 策定委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意 見を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条 例(昭和36年武蔵野市条例第7号)第5条第1項の規定により、教育長が市長と協議して定める。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、教育部図書館が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年5月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年3月31日から適用する。

# 別表(第3条関係)

# 武蔵野市子ども読書活動推進計画策定委員会委員

職名等
健康福祉部健康課長
子ども家庭部子ども家庭課長
教育部長
教育部教育企画課長
教育部指導課長
教育部生涯学習スポーツ課長
教育部図書館長
武蔵野市立小学校長会を代表する者
武蔵野市立小学校副校長会を代表する者
公益財団法人武蔵野市子ども協会を代表する者
武蔵野市図書館運営委員会を代表する者

(資料3)

# 武蔵野市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

所 属	氏 名
健康福祉部健康課長	中野 健史
子ども家庭部子ども家庭課長	大杉 洋
	小山 勉(平成23年4月より)
教育部長	○萱場 和裕
教育部教育企画課長	秋山 真弘
	内山 欣也(平成23年4月より)
教育部指導課長	鈴木 知徳
	吉原 健(平成23年4月より)
教育部生涯学習スポーツ課長	佐々木 岳
	藤本 賢吾(平成23年4月より)
教育部図書館長	原島 正臣
市立関前南小学校長	伊野 啓子
市立第五小学校副校長	坂西 圭子
公益財団法人武蔵野市子ども協会	森下 久美子
武蔵野市図書館運営委員会	舩﨑 尚

# ○委員長

# 武蔵野市子ども読書活動推進計画策定経過

	開催日	主な内容
第1回委員会	平成 22 年 6 月 10 日	<ul><li>(1) 子ども読書活動推進計画について</li><li>(2) 調査の実施について</li></ul>
調査	平成 22 年 7 月 ~ 9 月	「子ども読書活動に関する取組み・計画に関する調査」
調査	平成 22 年 10 月	「子どもの読書活動に関する調査」
第2回委員会	平成 22 年 11 月 24 日	<ul><li>(1) 計画策定の背景</li><li>(2) 基本的考え方</li><li>(3) 子ども読書活動の現状と課題について</li></ul>
図書館運営 委員会	平成 22 年 12 月 1 日	中間報告案について報告
第3回委員会	平成 23 年 1 月 27 日	中間報告案について
	平成23年3月1日~ 3月14日	パブリック・コメント募集
教育委員会	平成 23 年 3 月 9 月	中間報告案について報告
第4回委員会	平成 23 年 3 月 28 日	最終案について
第5回委員会	平成 23 年 6 月 28 日	最終案について

# ※パブリック・コメント等について

募集期間中、パブリック・コメントとしての意見は寄せられませんでした。 教育委員会、図書館運営委員会等で出された意見等を参考にして、本計画をまとめています。

# 武蔵野市子ども読書活動に関する取組み・計画についての調査一覧 (資料5) (平成22年7~9月調査)

(平成 22 年 7 ~ 9 月調査)		
施策の体系	取組・計画	実施機関など
	本の配備・貸出	コミュニティセンター子育で支援0123施設(貸出未実施)児童館市立・民間保育園子ども発達支援室ウィズ市立・科学・科学・科学・科学・科学・科学・科学・科学・科学・科学・科学・科学・科学・
家庭•地域 蛟	読み聞かせ・おはなし会、工作等(職員、ボランティア、 保護者、講師)	コミュニティセンター 子育て支援0123施設 児童館 市立・民間保育園 こども発達支援室ウィズ 市立・私立幼稚園 地域子ども館あそべえ 学童クラブ 吉祥寺美術館(絵本展開催時)
等 	本の紹介(懇談会、たより、紹介プリント、掲示、展示)	子育て支援0123施設 児童館 市立・民間保育園 市立・私立幼稚園 地域子ども館あそべえ
	むさしのブックスタート	図書館 保健センター
	保護者サークル活動 (読み聞かせ・図書室整備・本の紹介) ・保護者文庫活動	市立・私立幼稚園
	保護者への啓発(懇談会、講座、講演会、講習会)	子育て支援0123施設 児童館 市立保育園 市立・私立幼稚園

宏	職員研修	子育て支援0123施設 市立保育園 市立・私立幼稚園
家庭・	絵本のプレゼント	私立幼稚園
· 地 域 等	絵本や紙芝居の製作	私立幼稚園
等	児童書のリサイクル	子育て支援0123施設
	朗読ことばあそび倶楽部	生涯学習スポーツ課
	本の配備・貸出	図書館
	むさしのブックスタート	図書館 保健センター
	おはなし会(乳幼児・児童)	図書館 ボランティア団体
	本の紹介 (ブックリスト、テーマ展示)	図書館
	保護者への啓発 (ブックスタート講演会)	図書館
	としょかんこどもまつり	図書館
	どっきんどようび	図書館
図 <del>===</del> :	読書の動機づけ指導	図書館 市立小学校
書館	団体貸出サービス及び文庫活動助成	図書館 武蔵野市文庫連絡会 家庭文庫 学童クラブ 学校・幼稚園等の保護者による文庫
	学校連携(資料の貸出による調べ学習・読書活動への支援)	図書館 市立小学校、中学校 都立高等学校(新規)
	職員研修	図書館
	児童書のリサイクル	図書館
	武蔵野市子ども文芸賞	図書館 指導課

	図書資料のデータベース化	指導課・市立小学校、中学校
	「学校図書室サポーター」の配置	指導課・市立小学校、中学校
	学校図書館の運営の充実	市立小学校、中学校
	本の配備・貸出	市立小学校、中学校
	図書委員会の活動	市立小学校、中学校
	広報活動(読書推進、図書室の利用促進のための刊 行物の作成、配付)	市立中学校
	本の紹介(ブックリスト、テーマ展示、新着図書)	市立小学校、中学校
	朝の読書	市立小学校、中学校
	読書週間・読書旬間・読書月間	市立小学校、中学校
	読み聞かせ・おはなし会、読書会(教師、保護者、 ボランティア、専門家・高学年児童)	市立小学校、中学校
学	図書の時間 (ブックトークなど)	市立小学校、中学校
,	学校独自の読書の動機づけ指導・読書の授業	市立小学校
校	市立図書館団体貸出(保護者・学校)文庫活動	市立小学校、図書館登録団体
	図書館ボランティア (支援スタッフ)	市立小学校
	市立図書館との連携(調べ学習・総合学習での利用)	市立小学校、中学校
	学校図書館利用ガイダンス・オリエンテーション	市立小学校、中学校
	調べ学習の充実	市立小学校
	「総合的な学習の時間」における学校図書館の利用・学習指導活動への支援・レファレンスサービスの充実	市立中学校
	読書ノート・読書記録	市立中学校
	購入希望図書アンケート・リクエストノート	市立中学校
	学校図書館における予約システムの構築	市立小学校
	武蔵野市子ども文芸賞への作品の応募	市立小学校、中学校
	文化祭等での廃棄図書の展示・配布	市立中学校
	職員研修	市立小学校、中学校

# 用語解説

# (\*1)「第55回学校読書調査」

(社)全国学校図書館協議会と毎日新聞社が共同で実施している、全国の小・中・ 高等学校の児童生徒の読書状況の調査。平成21年6月実施。

# (\*2)「国際子ども図書館」

平成 12 年に国立国会図書館の支部図書館として設立された、わが国初の児童書専門図書館。 所在地:東京都台東区上野公園 12-49 電話 03-3827-2053

# (\*3)「文字·活字文化振興法」

平成17年7月に可決、成立した議員立法で、与野党の国会議員286人(「活字文化議員連盟」)が党派を超えてまとめあげた。読む力や書く力、さらにこれらを基礎とする言語に関する能力を「言語力」と定め、法の基本理念として、この言語力を涵養すべく、条件を整備するよう求めている。

#### (\*4)「新学校図書館整備5か年計画」

平成 19 年度からスタートした文部科学省の施策。子どもの読書活動の推進や学校教育における言語力の涵養に資するためには学校図書館の充実が必要であるとの認識に基づき、公立の義務教育諸学校に対し平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間で総額約 1,000 億円 (毎年 200 億円)の図書整備費を地方交付税で措置しようとするもの。

# (\*5)「学校図書館図書標準」

平成5年に文部科学省が公立の義務教育諸学校において、学校図書館の蔵書の整備目標として設定したもの。各学級の規模により標準の蔵書冊数が設定されている。

# (\*6)「学習指導要領」

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準を文部科学省が定めたもの。

# (\*7)「未読者率」

1ヶ月に1冊も本を読まなかった児童・生徒の全体に占める割合

#### (\*8)「ヤング・アダルトサービス」

ヤング・アダルトとは、子どもと大人の間の世代という意味で、武蔵野市立図書館では、13歳から18歳までを対象として、ヤングアダルトコーナーを設けて資料を収集、展示している。

# (\*9)「ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス」

「武蔵境のまちづくりの推進」の一環として、西部図書館を移転、拡充し、図書館機能を中心として「生涯学習支援」「市民活動支援」「青少年活動支援」の機能

を併せ持った複合施設として、平成23年7月に開館。

#### (\*10)「児童憲章」

日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童 の幸福をはかるために定められた憲章。昭和26年5月5日制定。

# (\*11)「子どもの権利条約」

正式には、児童の権利に関する条約。子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准している。

# (\*12)「子どもの読書活動に関する調査」

平成22年10月に、武蔵野市立小中学校全18校の小学校3年生以上の児童生徒に対して実施した調査。各クラスにおける挙手形式で、9月の1ヶ月間の読書冊数と、読書の好き嫌いについて調査している。

# (\*13)「団体貸出」

家庭文庫や学級文庫を運営している団体向けに、団体貸出専用図書を長期間、大量に貸し出す市立図書館のサービス。登録をすれば、無償で貸し出し、配送も行っている。

# (\*14)「素話」

絵本や紙芝居等の道具を使わずに童話、昔話などを語ること。

#### (\*15)「パネルシアター」

布を貼ったパネルボードに専用の不織布で作った絵を貼り、お話などを楽しむ貼り絵芝居のようなもの。

# (\*16)「0123吉祥寺・0123はらっぱ」

0歳から3歳児までの乳幼児とその親を対象に、親子でいつでも自由に来館し、 楽しく遊び、子育てについて学びあう施設。

所在地: 0 1 2 3 吉祥寺 吉祥寺東町 2 - 29 - 12 電話 20 - 3210 0 1 2 3 はらっぱ 八幡町 1 - 3 - 24 電話 56 - 3210

# (\*17)「こどもテンミリオンハウスあおば」

テンミリオンハウスとは、地域の福祉団体や地域住民等が、年間 1,000 万円 (テンミリオン) を上限とした市の補助を得て運営する施設のことで、子どもテンミリオンハウスあおばでは、子育て支援事業として、一時保育、宿泊保育、育児相談等を行っている。

所在地: 吉祥寺北町2-16-1 電話26-1883

# (\*18)「みどりのこども館おもちゃのぐるりん」

子どもの遊びに欠かせない「おもちゃ」に特徴を持たせた自由来所型の施設。隣には、「地域療育相談室ハビット」があり、2つの施設は協力、連携して子育て支援を行っている。

所在地:緑町2丁目第3アパート1階 電話37-2016

# (\*19)「こども発達支援室ウィズ」

みどりの子ども館内にあり、心身の発達が気になる子どもの通園事業(児童デイサービス)を行っている。

所在地:みどりのこども館内 電話 55 - 8510

# (\*20)「地域子ども館あそべえ」

各小学校施設等を活用して放課後、土曜日等に教室開放、学校図書館開放、校庭開放を行っている。自由来所型の放課後等の安全な居場所、遊び場のひとつとして、小学生なら誰でも自由に各学区域内のあそべえを利用できる。

#### (\*21)「学校図書館」

学校図書館法(昭和28年8月8日法律第185号)第3条に基づき各学校に設置されている。武蔵野市では、従来、学校図書室と呼ばれてきたが、本計画の中では、読書、学習、探求することができる総合的な機関として、学校図書館という名称を用いた。

#### (\*22)「図書室サポーター」

市立小中学校全校に配置されており、児童及び生徒の学校図書館の利用を支援するとともに、教員が学校図書館を利用して行う授業の補助、図書館データベースの維持管理等を行っている。

司書教諭等の有資格者で教育委員会が認める者として、サポーター名簿に登録された者の中から各学校に配置される。

# (\*23)「ブックトーク」

ひとつのテーマに沿って、ジャンルの異なる数冊の本を選んで順序良く組み立て、いろいろな角度から紹介し、本の楽しさを知ってもらうための手法。

#### (\*24)「武蔵野市子ども文芸賞」

平成18年度から実施している事業で、市内在住・在学の小中学生から小説、詩、俳句、読書感想作品等を募集し、優れた作品を表彰している。子どもたちが日ごろ感じていること、思い描いたこと等を様々な方法で表現し、国語力の向上や豊かな表現能力の育成を図ることを目的としている。

# (\*25)「武蔵野市文庫連絡会」

地域の文庫や語りの活動を行っている団体の連絡会で、年に2回程度、講座、 講演会等を開催している。

# 武蔵野市子ども読書活動推進計画

平成 23 年 8 月

編集/発行 武蔵野市教育委員会 教育部 図書館 〒180-0001 東京都武蔵野市吉祥寺北町4丁目8番3号 電話 0422-51-5145 (直通)